

## 本人確認書類について（申請者またはご家族が来庁及び郵送で提出される場合）

### ①申請者の番号確認に必要な書類（以下のうちから1つ）

- 個人番号カード(うら面)  通知カード(個人番号通知書は不可)※1
- 個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

※1 記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。

### ②申請者の身元確認に必要な書類

#### 1点の提示で確認できるもの(顔写真の表示があるもの)

- 個人番号カード(おもて面)
- 運転免許証
- 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)
- 旅券(パスポート)
- 身体障害者手帳  精神障害者保健福祉手帳  療育手帳
- 在留カード  特別永住者証明書



通知カードは身元確認書類としてはお使いになれません。



#### 官公署が発行・発給した書類その他これに類する書類で知事が適当と認めるもの(例示)

(氏名及び生年月日又は住所の記載があり、提示時に有効なもの)

- 写真付き身分証明書  船員手帳  海技免状  狩猟・空気銃所持許可証
- 宅地建物取引主任者証  電気工事士免状  無線従事者免許証
- 認定電気工事従事者認定証  特殊電気工事資格者認定証  耐空検査員の証
- 航空従事者技能証明書  運航管理者技能検定合格証明書  重力車操縦者運転免許証
- 教習資格認定証  警備員に関する検定合格証  戦傷病者手帳

#### 2点以上の提示が必要なもの(顔写真の表示がないもの)

- 公的医療保険の資格確認書類  児童扶養手当証書

#### 官公署が発行・発給した書類その他これに類する書類で知事が適当と認めるもの(例示)

(氏名及び生年月日又は住所の記載があり、提示時に有効なもの若しくは発行・発給日から6ヶ月以内のもの)

- 身分証明書(写真なし)  納税証明書
- 印鑑登録証明書  戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)
- 住民票の写し※  住民票記載事項証明書※ ※①で個人番号の確認として提示した場合は不可
- 所得・課税(非課税)証明書  税額決定通知書
- 介護保険被保険者証  高齢受給者証  特定疾病療養受療証
- 医療受給者証(特定医療費、小児慢性特定疾病医療費、自立支援医療費 等)
- 生活保護受給者証  年金証書

#### 〈本人確認書類における留意事項〉

- 1 申請書等(新規、変更の各申請・届出)に添付する書類(例:下線が引いてある書類)を本人確認書類とすることができますが、申請者が来庁して提出される場合は、本人確認においては原本を提示していただく必要があります。
- 2 番号確認として申請書等に添付する世帯全員の住民票の写し(個人番号あり)をお使いになる場合は、申請書等に個人番号を記載されない方の個人番号は油性マジック等で黒塗りして提出してください。
- 3 申請者のご家族が来庁して提出される場合及び郵送により提出される場合は写しを提出してください。
- 4 お間違えのないよう個人番号の記載をお願いします。記載誤りを防ぐため、申請者以外の個人番号確認についても提示いただける範囲で御協力をお願いします。

## 本人確認書類について（代理人の方が来庁及び郵送で提出される場合）

### ①代理権が確認できる書類（それぞれ以下のうちから1つ）

- 法定代理人  戸籍謄本  その他その資格を証明する書類  受診者の公的医療保険の資格確認書類  
任意代理人  委任状  受診者の公的医療保険の資格確認書類

### ②代理人の身元確認に必要な書類

#### 1点の提示で確認できるもの（顔写真の表示があるもの）

- 個人番号カード（おもて面）  
 運転免許証  
 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）  
 旅券（パスポート）  
 身体障害者手帳  精神障害者保健福祉手帳  療育手帳  
 在留カード  特別永住者証明書



通知カードは身元確認書類としてはお使いになれません。



#### 官公署が発行・発給した書類その他これに類する書類で知事が相当と認めるもの（例示）

（氏名及び生年月日又は住所の記載があり、提示時に有効なもの）

- 写真付き身分証明書  船員手帳  海技免状  狩猟・空気銃所持許可証  
 宅地建物取引主任者証  電気工事士免状  無線従事者免許証  
 認定電気工事従事者認定証  特殊電気工事資格者認定証  耐空検査員の証  
 航空従事者技能証明書  運航管理者技能検定合格証明書  重力車操縦者運転免許証  
 教習資格認定証  警備員に関する検定合格証  戦傷病者手帳

#### 2点以上の提示が必要なもの（顔写真の表示がないもの）

- 公的医療保険の資格確認書類  児童扶養手当証書

#### 官公署が発行・発給した書類その他これに類する書類で知事が相当と認めるもの（例示）

（氏名及び生年月日又は住所の記載があり、提示時に有効なもの若しくは発行・発給日から6ヶ月以内のもの）

- 身分証明書（写真なし）  納税証明書  
 印鑑登録証明書  戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）  
 住民票の写し※  住民票記載事項証明書※ ※①で個人番号の確認として提示した場合は不可  
 所得・課税（非課税）証明書  税額決定通知書  
 介護保険被保険者証  高齢受給者証  特定疾病療養受療証  
 医療受給者証（特定医療費、小児慢性特定疾病医療費、自立支援医療費 等）  
 生活保護受給者証  年金証書

### ③ご本人（受診者）の番号確認に必要な書類（以下のうちから1つ）

- 個人番号カード又はその写し（うら面）  通知カード又はその写し（個人番号通知書は不可）※1  
 個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書又はその写し

※1 記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。

#### 〈本人確認書類における留意事項〉

- 1 代理人の本人確認書類は代理人が来庁される場合は原本を提示し、郵送で申請される場合は写しを提出してください。  
2 お間違えのないよう個人番号の記載をお願いします。記載誤りを防ぐため、申請者以外の個人番号確認についても提示いただける範囲で御協力をお願いします。